

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

特別調整対象者になる方とは

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
- ② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

【特別調整】30代 女性 (精神障害)

生真面目で人間関係に疲れてしまい、仕事は長続きしなかった。ストレスからギャンブルにのめり込み罪を犯した。特別調整で手帳を取得してグループホームに入居し、日中は作業所に通った。2年経過したところから調子を崩し、再び罪を犯し実刑となった。収監される前に「関わってくれた人を今度こそ裏切らないようにします。私のことを心配して親切にしてくださいと忘れないです。」と言っていた。次は違う支援を考えて、出所する日を待っている。



もっと早く出会えたらよかった

【相談支援】60代前半 男性

県立高校卒業後、55歳まで住み込みで働いていた。会社の営業不振で解雇となり、住居と職を同時に失った。求職活動を行ったが、住所もなく年齢的にも職を得ることができず、空腹から食品を万引きした。矯正施設内で末期癌が発見され胃を全摘出し、軟菜食を摂取していた。引受先が決まっていたが、特別な食事の提供ができないことを理由に受け入れ不可となった。自前の自立準備ホームで受け入れることとし、仮釈放となり出所した。静養・通院し、穏やかに暮らし始めた。



【特別調整】40代 男性 (統合失調症・発達障害)

対人関係が苦手な人で、友達だと思っていた人に利用される経験をしてきた。仕事のストレスや寂しさから罪を繰り返して4回服役した。



矯正施設で精神の手帳を取得し、初めて見守りのある暮らしを始めた。グループホームに入居したことで食事や生活の心配をすることがなくなり、得意なルーティンの仕事に励んでいる。

【特別調整】少年 男性 (知的障害)

少年院から出院して、初めはグループホームから就労移行支援事業所に通っていた。様々な経験を積み、調理の現場で正職員として働き始めた。仕事ぶりはゆっくりだが丁寧でよくやっているという評価で、お給料日を楽しみにして働いている。



会 員 を 募 集 し て い ま す

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円

賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

ゆうちょ銀行 口座番号 00190-0-362223 千葉銀行 中央支店：普通 4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

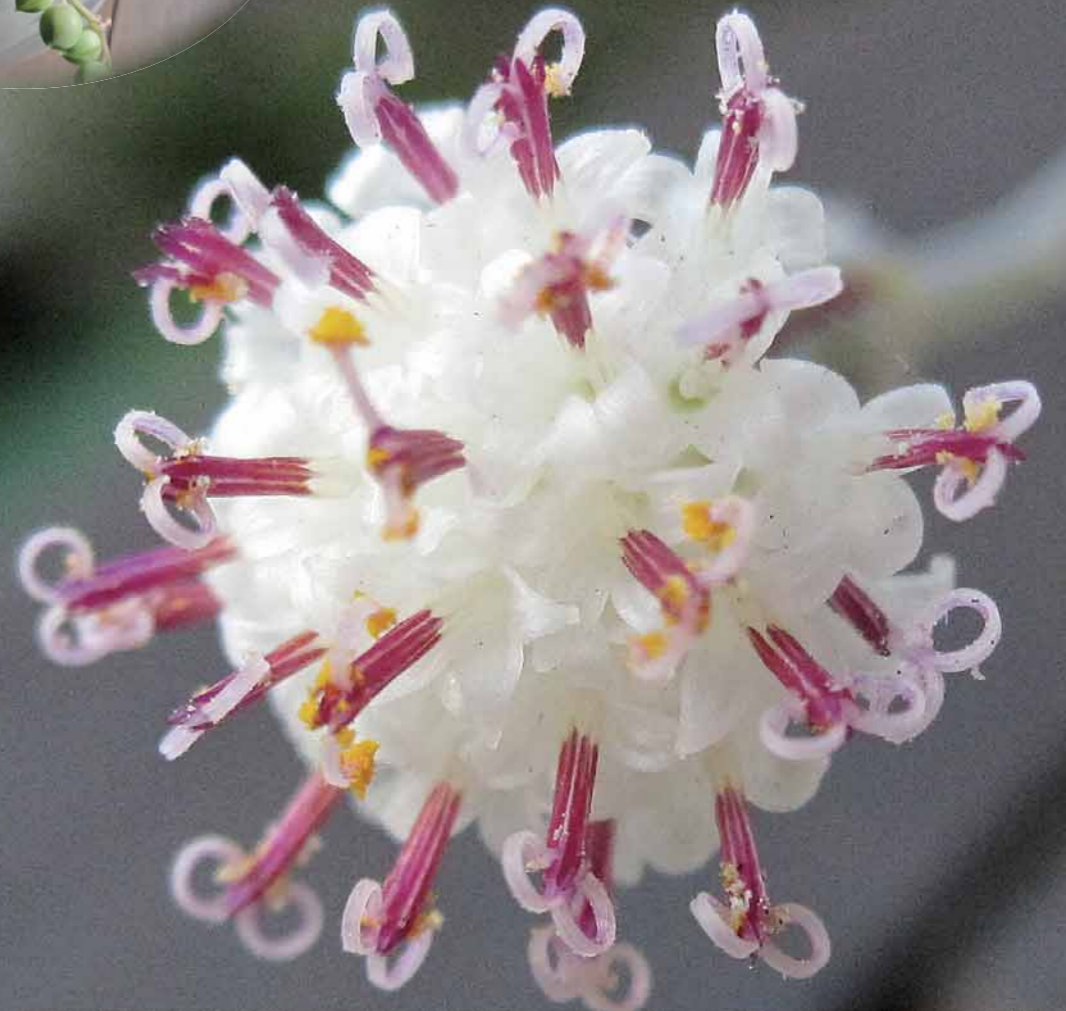
当法人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人

生活サポート千葉



花の名前：グリーンネックレス
花言葉：健やかな成長・青春の思い出・豊富



◆地域生活定着促進事業 (千葉県地域生活定着支援センター)

開設：平成22年10月1日

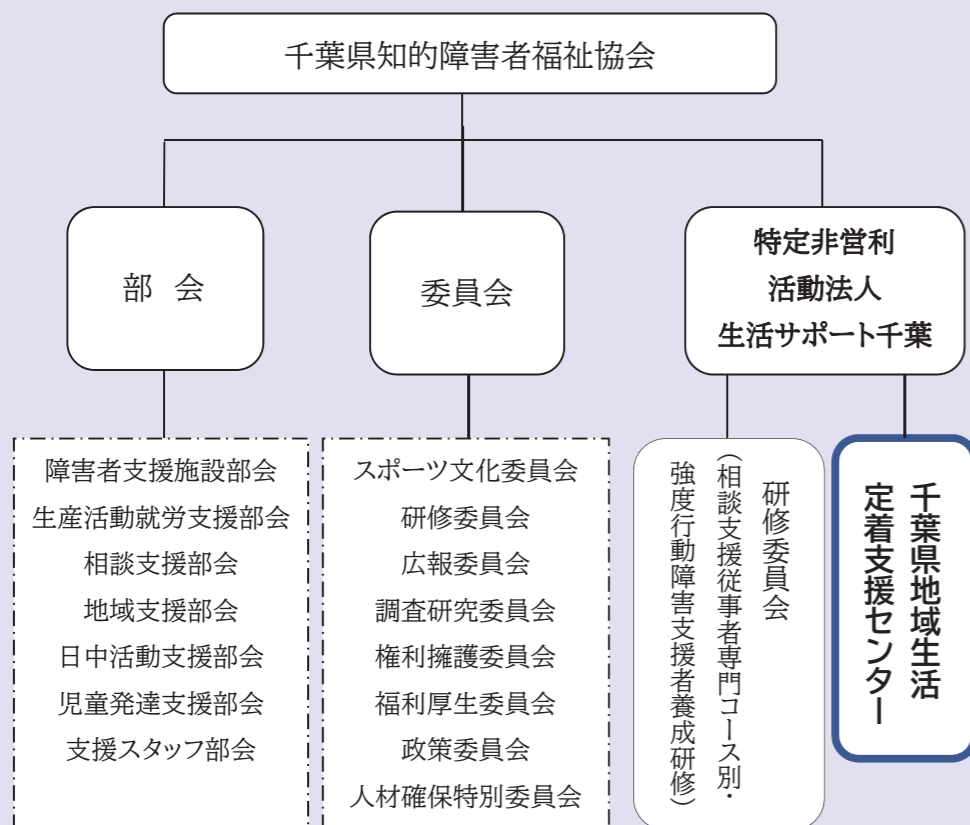
連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

◆研修受託事業 (生活サポート千葉)

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720

特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業(地域生活定着支援センター)、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県地域生活定着支援センター

入口

被疑者・被告人

出口

出所者



当法人では2010年10月地域生活定着支援センター開所当初より『相談支援業務』の中で、いわゆる入口支援とよばれる被疑者・被告人段階にある人の更生支援に取り組んできました。2019年度より入口支援を行う専任職員を配置し、これまで以上に多くの人の生活の立て直しを通して、千葉県内全域の福祉力向上をめざします。

地域生活定着促進事業

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受け、福祉の支援につなげます。

被疑者・被告人等の支援

刑事手続き段階にある障害者・高齢者に対し、弁護士や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。

1. コーディネート業務
 - ・面談による福祉サービスニーズ把握
 - ・援護の実施市町村との調整、決定
 - ・受入先(帰住地、福祉施設等)の選定、確保
 - ・福祉サービス利用のための各種申請事務支援
2. フォローアップ業務
 - ・受け入れ施設などへの訪問による状況確認、助言等
3. 相談支援業務(支援関係者、家族等)
4. 必要に応じ情状証人として尋問に応じ、更生支援計画の作成

生活サポート千葉の自立準備ホーム



- ・宿泊場所の供与
- ・3食の提供
- ・毎日の入浴提供(国の基準は週3回)
- ・職員が毎日訪問し生活全般にわたる相談にのる
- ・福祉サービス等への繋ぎ、転居の支援

行政
(市区町村等)

家族等

県弁護士会
『社会復帰支援
活動援助制度』

千葉県
地域生活定着
支援センターに
おける
連携支援

保護観察所

他団体の運営する
自立準備
ホーム

検察庁

福祉事業所

医療機関
保健所